

地方厚生（支）局から送付された受付番号による
オンライン資格確認利用申請及び電子証明書発行申請について

令和3年1月20日付け厚生労働省事務連絡「「医療提供体制設備整備交付金実施要領」に関するQ&A（その6）について」の問6の回答において、医療機関等向けポータルサイトに掲載することとしていた、地方厚生（支）局から送付された受付番号によるオンライン資格確認利用申請及び電子証明書発行申請の申請時期等の詳細については、下記のとおりです。

記

1 受付番号の提出

地方厚生（支）局から送付された「受付番号情報提供依頼書兼回答書」（受付番号記載済み）を別紙 受付番号によるオンライン資格確認利用申請・電子証明書発行申請時期一覧に記載された受付番号提出期限日までに支払基金本部へメールに添付（PDF等）の上、送信願います。（宛先：iryu01@ssk.or.jp）

メールでのご対応が難しい場合は、「受付番号情報提供依頼書兼回答書」（受付番号記載済み）のコピーを提出期限日必着で支払基金本部情報化企画部あて郵送願います。

2 オンライン資格確認利用申請及び電子証明書発行申請の申請時期（※1）

前1の提出期限日の2営業日後から（※2）システムベンダによる機器設定の5営業日前まで（※3）に医療機関等向けポータルサイトの申請フォームよりオンライン資格確認利用申請及び電子証明書発行申請を実施願います。

※1 診療開始月の1日からオンライン資格確認を利用する場合の申請時期です。

※2 「受付番号情報提供依頼書兼回答書」（受付番号記載済み）の受領後、支払基金が発行した仮コードから受付番号への切替え処理が完了後に申請が可能となるため、「受付番号情報提供依頼書兼回答書」（受付番号記載済み）提出期限の2営業日後以降に申請してください。

※3 システムベンダによる機器設定時に、オンライン資格確認利用申請及び電子証明書発行申請後に発行されるシステムユーザ設定情報及び電子証明書が必要となります。当該設定情報等については、申請からお手元に届くまでに5営業日程度要するため、システムベンダによる機器設定の5営業日前までに申請してください。

例 令和4年4月28日（月の最終営業日）にシステムベンダによる機器設定を行う場合、申請時期は4月19日から21日までとなります。

（提出期限日（15日）の2営業日後（19日）からシステムベンダによる機器設定の5営業日前（21日）まで）

令和4年4月1日

※令和5年3月までの各月における申請時期については「別紙 受付番号によるオンライン資格確認利用申請・電子証明書発行申請時期一覧」をご覧ください。

以上